

農担第342号
令和5年（2023年）6月21日

各市町村農業委員会会長 様

熊本県農林水産部生産経営局
農地・担い手支援課長

農地法関係事務に係る処理基準における特別基準の運用について
(通知)

農地法関係事務に係る処理基準（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）第6の1の(1)の②のイ中の都道府県知事等が設定する基準（特別基準）については、本県では、人口減少、高齢化の進行等により、雇用可能な農業従事者の数が十分でないことなどから、別添通知（令和2年（2020年）10月28日付け農担第670号）のとおり設定しています。

つきましては、令和2年（2020年）公表の農林業センサスでは販売農家世帯員数の把握が困難になったことから、下記のとおり運用しますので、通知します。

なお、当該特別基準を適用しようとする場合には、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）に基づく、市町村の実施計画の策定も検討してください。

記

- 1 「直近の農林業センサスにおける15歳から64歳までの販売農家世帯員数」については、平成27年（2015年）の農林業センサスの数値を用いる。